



鳥労基発 0516 第 6 号
令和 5 年 5 月 16 日

関係団体の長 殿

鳥取労働局労働基準部長



令和 5 年度における建設業の安全衛生対策の推進について

日頃より、労働基準行政の推進にご理解、ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、令和 5 年 4 月から令和 10 年 3 月までの 5 年間を計画期間とする第 14 次労働災害防止計画（令和 5 年 3 月 8 日厚生労働省策定、令和 5 年 3 月 27 日公示。以下、「14 次防」といいます。）が策定されたことを受け、今般、その初年度である令和 5 年度における建設業の安全衛生対策の推進に係る留意事項が、厚生労働省安全衛生部安全課長、労働衛生課長及び化学物質対策課長の連名により、別添のとおり示されましたのでお知らせします。

当局では、平成 30 年 4 月から令和 5 年 3 月までを計画期間とする第 13 次労働災害防止推進計画（以下、「13 次防推進計画」といいます。）において、建設業の数値目標を「死亡者数 5 人以下」に設定して、その目標達成のために安全衛生対策の推進を図って参りましたが、結果は 11 人となって目標を達成することができませんでした。

14 次防を踏まえて策定した当局の第 14 次労働災害防止推進計画においては、建設業における数値目標（アウトカム指標）を、「死亡者数を 13 次防推進計画期間中と比較して 15%以上減少させる。」と設定しており、この目標達成のためには、さらなる安全衛生対策の推進が不可欠です。

つきましては、別添の留意事項をご了知いただき、傘下会員等関係事業者に周知されること等により、引き続き、建設業の安全衛生対策の推進にご協力を賜りますようお願いいたします。

